

新潟県避難所環境整備方針の目的、柱及び整備領域（案）

1. 整備方針の目的

避難者が一定水準の生活環境のもとで避難生活を送ることができるよう環境の整備を進めるとともに、多様なニーズへの対応等を通じて避難生活環境のさらなる質の向上を図る。

2. 整備方針の柱（考え方）

避難所環境整備を検討する上での基本的視点として以下の4つの柱を設定

（1）整備段階（どこまで）

避難所における環境整備は、発災直後から避難生活の長期化に至る過程を見据え、まず避難者の生命の維持を確保し、次に健康を損なわない衛生的かつ安全な環境を確保し、さらに避難生活の長期化に対応した生活の安定が図られる水準へと段階的に充実させることを基本とし、その各段階に応じた整備の目安を設定し、当該目安を満たす避難所環境の確保を図る。

（2）整備内容（何を）

生命維持、健康維持、生活の安定の各段階に応じて設定する整備の目安に基づき、必要となる設備及び資機材等について、その種類、機能及び必要量等を整理し、実効性のある整備内容の具体化を図る。

（3）整備対象（誰に）

すべての避難者を対象としつつ、女性、高齢者、障害者、乳幼児など、避難者の特性に応じた配慮により、安心して避難生活を送ることができる環境の整備を図る。

（4）新潟モデル（どのように）

降雪や冬季の厳しい気候、車社会といった本県特有の状況を踏まえ、積雪期における避難や車中避難への対応等を考慮した整備を進め、新潟県の実情に合った避難所環境の整備を図る。

3. 整備領域

「避難生活環境の質の向上」を具体化するため下記の整備領域を設定し、その領域ごとに、①～③の各整備内容を整理する。

トイレ、電源、生活用水、ベッド、プライバシー確保、暑さ・寒さ対策

① 質の確保のための整備

避難者が一定水準の生活環境のもとで避難生活を送ることができるよう、各段階に応じて共通的に備えるべき設備や資機材等の整備

② 質の向上のための整備

質の確保のための整備を基礎とし、避難環境のさらなる質の向上を図るための整備

③ 広域支援整備

質の向上に資する広域的な応援・支援に対応するための整備

避難所の様子



避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(抜粋)

災対法第86条の6に基づき、被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備するとともに、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場・授乳室・休養スペースの設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド等の簡易ベッド／イ 間仕切り用パーティション／ウ 冷暖房機器／エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場／オ 仮設風呂・シャワー／カ テレビ・ラジオ／キ 簡易台所、調理用品／ク その他必要な設備・備品